附則別表第二　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後			改正前		
記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録事項	記録すべき場合	保存期間
（記録） **第二条の十一**　法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。			（記録） **第二条の十一**　法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。		
［一～八　略］	［略］	［略］	［一～八　同上］ ［号を加える。］	［同上］	［同上］
九　工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録					
イ　放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録					
(1)　放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果	調査の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間			
(2)　放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間			
(3)　放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合は、その結果	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間			
(4)　放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行つた場合は、その計算条件及び結果	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間			
(5)　評価に用いる放射性物質の選択を行つた結果	選択の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間			
(6)　放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果	評価の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間			
(4)　測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行つた結果	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間			
(5)　放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間			
ハ　放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行つた結果に係る記録	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間			
［2～9　略］			［2～9　同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。